# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	母子保健事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高梁市は、母子保健事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密の保持に関して契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

岡山県高梁市長

### 公表日

令和5年5月23日

[平成31年1月 様式2]

1. 特定個人情報フ	アイルを取り扱う事務
①事務の名称	母子保健事務
②事務の概要	・母子保健法及び市要綱等の規定により、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導又は費用の徴収に関する事務を行う。 ・窓口や郵送での書類受入以外に、「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データで「申請管理システム」により基幹システムに取り込む。 ・特定個人情報は、次の事務に使用する。 ①妊産婦等の情報管理 ②新生児の情報管理 ③幼児等の情報管理 ④養育医療の認定(審査)(システム使用せず)
③システムの名称	・健康管理システム、・団体内統合宛名システム、・中間サーバー・申請管理システム
2. 特定個人情報フ	アイル名
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日 法律第27号)(以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表第一の49の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第40条
4. 情報提供ネットワ	ークシステムによる情報連携
①実施の有無	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>(実施する)</li><li>(主) 実施しない</li><li>(3) 未定</li></ul>
	(

(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」又は「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法 による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(70の項)

②法令上の根拠

2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7 号)

(別表第二における情報提供の根拠) :第19条、第30条、第44条

(別表第二における情報照会の根拠)

:第39条

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署 健康福祉部健康づくり課 ②所属長の役職名 健康づくり課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

高梁市松原通2043番地 総務部総務課行政統計係(TEL0866-21-0209) 請求先

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

高梁市松原通2043番地 健康福祉部健康づくり課すこやか推進係(TEL0866-21-0267) 連絡先 健康福祉部こども未来課支援係(TEL0866-21-0288)

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			15年5月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	15年5月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

OC VIETAMAN	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価書	]	重点項目評	価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及 目評価書において、リス	「全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネッ	ットワークシスラ	テムを通じ	た入手を除く	,)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託			[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報	限提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を	<b>- 除く。)</b> [	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[ ]接線	しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[ ]自	己点検	[ O ]	内部監査	[ ] 外部監	査
9. 従業者に対する教育・唇	発					
従業者に対する教育・啓発	[ +	分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている	ている

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	健康づくり課長 西 大介	健康づくり課長 丹正さとみ	事後	事前通知事項には当たらない ため
	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	子ども課長 丹正さとみ	こども未来課長 渡辺丈夫	事後	事前通知事項には当たらない ため
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	こども未来課長 渡辺丈夫	こども未来課長 赤木憲章	事後	事前通知事項には当たらない ため
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長	健康づくり課長 丹正 さとみ	健康づくり課長 奥野 真由美	事後	事前通知事項には当たらない ため
	I 関連情報 8特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 合せ 連絡先	高梁市松原通2043番地 健康福祉部健康づく り課健康増進係(TEL0866-21-0228)	高梁市松原通2043番地 健康福祉部健康づく り課すこやか推進係(TEL0866-21-0267)	事後	事前通知事項には当たらない ため
	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長 の役職名	健康づくり課長 奥野 真由美	健康づくり課長	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(所属長名から役職名への変更)
	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	令和3年9月1日施行の法改正 に伴うもの
	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要		『窓口や郵送での書類受入以外に、「サービス 検索・電子申請機能」により申請された電子申 請データを「申請管理システム」により基幹シス テムに取り込む』旨を追加	事前	申請管理システムの導入に伴うもの
	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称		「・申請管理システム」 を追加	事前	申請管理システムの導入に伴うもの